

2020年12月7日

各 位

会 社 名 ジェコー株式会社
代表者名 代表取締役社長 杉浦 さとし
(コード：7768、東証第二部)
問合せ先 常務取締役経営管理部長 葛巻 貞行
(TEL. 048-556-7111)

臨時株主総会招集のための基準日設定及び定款の一部変更に関するお知らせ

本日公表いたしました「株式会社デンソーによるジェコー株式会社の完全子会社化に関する株式交換契約締結のお知らせ」のとおり、株式会社デンソー（以下「デンソー」といいます。）及び当社は、本日開催のそれぞれの取締役会において、デンソーを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことに関し、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結することを決議し、本日付で本株式交換契約を締結いたしました。

併せて、当社は、本日開催の取締役会において、2021年2月5日（金）開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集のための基準日設定及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2020年12月22日（火）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- ① 基準日 2020年12月22日（火）
- ② 公告日 2020年12月7日（月）
- ③ 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<https://www.jeco.co.jp/>

2. 本臨時株主総会の付議議案等について

当社は、本臨時株主総会において、本株式交換契約の承認の件及び定款の一部変更の件を付議する予定です。

本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

3. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

本株式交換の効力が発生した場合には、当社はデンソーの完全子会社となり、以後、定時株主総会の基準日制度の必要性が失われるため、定時株主総会に係る定款の定めを削除することを目的として、本臨時株主総会において本株式交換契約が承認され、本株式交換契約が解除されておらず、かつ、本株式交換契約の効力を失わせる事由が生じていないことを条件として、2021年3月30日をもって、当社定款第13条（定時株主総会の基準日）の定めを削除し、その他所要の条文番号の変更を行う旨の定款の一部変更を行うものです。

(2) 変更の内容

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第12条 (略)	第1条～第12条 (略)
<u>(定時株主総会の基準日)</u>	(削除)
<u>第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u>	
第14条 ～ (略)	第13条 ～ (略)
第36条	第35条

(3) 日程

定款の一部変更のための臨時株主総会決議日

2021年2月5日 (金) (予定)

定款の一部変更の効力発生日

2021年3月30日 (火) (予定)

以 上